

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、
費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 5 条第 2 項を削る。

第 9 条第 4 項第 2 号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 3 条第 1 項第 1 号中「給与条例第 1 8 条第 1 項に規定する」を削り、「以下「基準日」という。」を「給与条例第 1 8 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 1 3 条の 2 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、その者の基準日（給与条例第 2 1 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて、同項に規定する規則で定める日に勤勉手当を支給する。

（1） 基準日に在職する者

（2） 基準日現在で直近の基準日の翌日以降の任期の合計が 6 月以上である者

（3） 1 週間当たりの勤務時間が 1 5 時間 3 0 分以上の者

2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この

場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第4号）第13条の2第2項の規定を準用し、同項に規定する額を超えてはならない。

- 3 勤勉手当の支給については、前2項によるほか、給与条例第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、第19条中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 4 パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間及び勤勉手当基礎額の算定方法は、規則で定める。
- 5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項を削る改正規定は公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置は、広域連合長が別に定める。

（福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 17 条第 1 項第 2 号中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加える。

(福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成 21 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「額の額」を「額の総額」に改める。